

【 検 査 】

450 P I V K A－Ⅱ（慢性肝炎等）の算定について

《令和7年2月28日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD009「10」P I V K A－Ⅱ半定量又はP I V K A－Ⅱ定量の算定は、原則として認められない。

- (1) B型又はC型の記載のない慢性肝炎
- (2) 胆管癌疑い
- (3) 非アルコール性脂肪性肝炎

○ 取扱いを作成した根拠等

P I V K A－Ⅱは、肝細胞癌で特異的に上昇する腫瘍マーカーである。

腫瘍マーカーについては、厚生労働省通知[※]に、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定すること、悪性腫瘍の診断が確定し計画的な治療管理を開始した場合は悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ別に算定できないこと、ただし、肝硬変、H B s 抗原陽性の慢性肝炎又はH C V 抗体陽性の慢性肝炎の患者についてA F P、P I V K A－Ⅱ半定量又は定量を行った場合は別に算定できることが示されており、これらの算定要件から、上記(1)から(3)の傷病名については、算定対象とはならない。

以上のことから、上記(1)から(3)の傷病名に対するD009「10」P I V K A－Ⅱ半定量又はP I V K A－Ⅱ定量の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について